

水産庁長官

長谷 成人 殿

運輸安全委員会

委員長 中橋 和博

遊漁船の衝突事故の防止に関する意見について

1. 遊漁船の衝突事故

平成20年10月から平成30年3月までに運輸安全委員会が公表した事故等調査報告書において、遊漁船の衝突事故は176件あり、事故に関係した船舶は352隻で、うち遊漁船は190隻であった。

これらのうち、死傷者が発生した事故は93件で195人となっており、このうち遊漁船側では釣り客82人（死亡1人、重傷2人、軽傷79人）、乗組員等16人が、他船では97人（死亡2人、重傷15人、軽傷80人）が死傷していた。

2. 衝突に至った主な要因

これらを分析したところ、次のとおりであった。

- (1) 航行中の遊漁船の衝突事故は144件（全体の約82%）であった。このうち航行中の遊漁船と漂流又は錨泊中の船舶との衝突は109件（航行中の事故の約76%）であった。

航行中の遊漁船が衝突に至った主な要因は、以下のとおりであった。

- ① 死角を補う見張りを行っていなかった
- ② 魚群探知機や航海計器の操作等をしながら航行していた
- ③ 他船や他の方向に目を向けて操船していた
- ④ 相手船に対する継続的な見張りを行っていなかった

- (2) 漂流又は錨泊中の遊漁船（以下「漂流中等の遊漁船」という。）の衝突事故は45件（全体の約26%）であった。

漂流中等の遊漁船が衝突に至った主な要因は、以下のとおりであった。

- ① 自船を避ける、又は自船に用事があると思いき、継続的な監視を行っていなかった、又は注意喚起や避航動作が遅れた
- ② 釣り客の対応をしていた

また、航行中の船舶は、漂泊中等の遊漁船にほとんど気付いておらず、その状況は、死角を補う見張りを行っていなかった、他の作業をしていた、魚群探知機で釣り場を探していた等であった。

3. 遊漁船の船長に求められる事項

遊漁船が業務を行う際には、水産庁が定めた業務規程例を基に事業者が業務規程（遊漁船業の適正化に関する法律第11条に基づき、事業者に届け出ることを義務付け）を定めて運航されているところ、業務規程例第14条には、船長は、海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払うこと、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をすること等が定められており、遊漁船の船長には、その履行が求められている。

これらのことから、当委員会は、遊漁船業の適正化に関する法律を所管する水産庁長官に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について、通知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

水産庁長官は、遊漁船の事業者が次の措置を講じるよう、都道府県知事に助言するとともに、遊漁船業務主任者講習の機会を活用するなどし、これらを確実に実施させるための手段を検討すべきである。

- (1) 遊漁船の船長は、釣り場への往復、釣り場での移動などの航行中に、常時適切な見張りを行うこと。
- (2) 遊漁船の船長は、漂泊又は錨泊中であっても見張りを行い、必要に応じて避航すること。
- (3) 遊漁船の船長は、(1)及び(2)のほか、運輸安全委員会ダイジェスト第29号「遊漁船の衝突事故防止に向けて」に記載された衝突事故の特徴を把握のうえ、業務規程の内容を遵守し、利用者の安全の確保に努めること。